

酒々井町 パートタイム会計年度任用職員 募集職種別詳細

募集職種 区分（番号）			応募資格	採用 人数
大	G	経済環境課	次のいずれかの資格を備える方 ・消費生活専門相談員（（独）国民生活センター） ・消費生活アドバイザー（（財）日本産業協会） ・消費生活コンサルタント（（財）日本消費者協会）	1
中	3	消費生活相談員		
小	1	消費生活相談員		

任用期間	令和 8 年 10 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日 まで ※任用後、1か月間は条件付採用 更新の可能性 有 ・ 無			
勤務場所	酒々井町役場 酒々井町 中央台4丁目11番地			
従事すべき 業務の内容	・消費生活全般に関する相談並びに苦情相談の処理に関すること。 ・消費者の保護と意識の向上に関する啓発指導等に関すること。 ・その他消費者保護に関すること。			
勤務日 及び 勤務時間	10 時 00 分 ～ 15 時 00 分 （ 適用日 毎週火曜日 ） ※ 火曜日が祝日の場合、その週の業務はありません。 時 分 ～ 時 分 （ 適用日 ） 時 分 ～ 時 分 （ 適用日 ） 休憩時間 30 分 1 週間の勤務時間 4 時間 30 分 ※ 時間外勤務または休日勤務を命ずることがあります。 ※ 勤務日及び勤務時間は変更の可能性があります。			
休日・休暇	土・日・祝日・12月29日から1月3日 その他勤務に従事する日以外 年次有給休暇 無 ・ その他規則に定める休暇			
報酬・手当	時間給 1,582 円 （行政職（一）2級 5号給） （毎月月末締め、翌月15日支払い） 通勤費 対象者には関係例規に基づき支給 期末手当 対象外 勤勉手当 対象外			
共済組合資格等	共済組合 ・ 厚生年金 ・ 雇用保険 ・ 労災保険 （短期・保健）			
その他	・報酬・手当に係る時間給が千葉県最低賃金を下回った場合、最低賃金額を改定月から補償します。 ・任用期間中に報酬・手当にかかる時間給が改定された場合、決定された号給の時間給に基づき支給します。			
問い合わせ先	酒々井町経済環境課商工振興班			電話 043-382-2339